

## (11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

岡山県倉敷市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金559,800円を支払うものとする。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金1,048,640円を支払うものとする。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成28年5月22日

#### (2) 事故発生場所

西伯郡伯耆町根雨原地内

(3) 事故の状況

鳥取県黒坂警察署所属の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、道路脇に停車しようとした際、前方の注意を怠ったため、停車していた和解の相手方所有の小型乗用二輪自動車に衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。